実績を対比させて記載する。なお、半導体生産用資産又は特定商品生産用資産（以下「半導体生産用資産等」という。）による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者は、別表２により、半導体生産用資産等による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売実績を記載すること（ただし同一事業年度について、様式第18の19による確認申請書を提出する場合には、記載を要しない。）。

（１）指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。

（２）租税特別措置法に基づく課税の特例措置の適用を受けた場合において、第51条第１項又は第２項の規定に基づき、第48条第１項の規定による報告に併せて課税の特例に関する報告をするときは、その内容を記載する。

なお、準備金方式による特別償却を行ったときは、特別償却準備金を積み立てた旨及びその積立額（損金に算入した額）を記載すること。また、特別償却不足額がある場合において当該特別償却不足額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額を損金に算入したときはその額を、又は準備金方式による特別償却を行った際にその積立額が特別償却限度額に満たない場合において当該特別償却限度額と積立額の差額の範囲内で特別償却準備金を積み立てたときは特別償却準備金を積み立てた旨及びその積立額（損金に算入した額）を記載する。

３．その他特筆すべき事項を記載する。

別表１

実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区　分	計　画	実　績
実施内容等		

別表２

半導体生産用資産等による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売実績

年度	産業競争力基盤強化商品の名称	生産数量	販売数量	主な販売先

（注）

１．「産業競争力基盤強化商品の名称」は、産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和７年経済産業省令第　　号）に規定する商品の中から選択して記載すること。

２．産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量の単位は、それぞれ以下のとおりとする。

（１）半導体：枚（200ミリウエハー換算）

（２）自動車：台

（３）鉄鋼：トン

（４）基礎化学品：トン

（５）燃料：リットル